

議案第 6 号

北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

北名古屋市長 太田 考則

提案理由

この案を提出するのは、一般職の職員の給与改正を受けて北名古屋市の会計年度任用職員の給与を改正するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年北名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

第13条の2第2項中「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

第17条第4項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第22条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

第22条の2第2項中「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

第28条第2項中「第6項」を「第7項」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係） 行政職給料表（1）

職種	職務 の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
(1) 一般行政事務、消費生活相談員その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定めるもの	1	円 183,500	円 230,000	円 265,300
	2	184,600	231,500	266,300
	3	185,800	233,000	267,300
(2) 保健師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定めるもの	4	186,900	234,500	268,300
	5	188,000	236,000	269,300
	6	189,700	237,500	270,300
(3) 保育士、社会福祉士その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規	7	191,300	239,000	271,300
	8	192,900	240,500	272,300
	9	194,500	242,000	273,300

則で定めるもの			
(4) 学校講師、特別支援員その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定めるもの	10	196,200	243,400
	11	197,800	244,800
	12	199,400	246,200
	13	201,000	247,400
	14	202,700	248,600
	15	204,400	249,800
	16	206,100	251,000
	17	207,400	252,100
	18	209,000	253,200
	19	210,600	254,300
	20	212,100	255,400
	21	213,600	256,400
	22	215,200	257,400
	23	216,800	258,400
	24	218,400	259,400
	25	220,000	260,400
	26	221,700	261,300
	27	223,000	262,200
	28	224,300	263,100
	29	225,600	263,900
	30	226,700	264,700
	31	227,800	265,500
	32	228,900	266,300
	33	230,000	267,000
	34	231,100	267,800
	35	232,200	268,600
	36	233,300	269,300
	37	234,400	270,000
	38	235,400	270,800

39	236,400	271,600	309,100
40	237,300	272,300	310,400
41	238,200	273,000	311,700
42	239,100	273,800	313,000
43	239,900	274,600	314,300
44	240,700	275,300	315,400
45	241,400	276,000	316,300
46	242,000	276,700	317,600
47		277,400	318,900
48		278,100	320,200
49		278,800	321,400
50		279,500	322,700
51		280,200	323,900
52			325,100
53			326,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係） 行政職給料表（2）

職種	職務の級	1級
	号給	給料月額
一般行政業務その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定めるもの	1	円 185,700
	2	187,400
	3	189,100
	4	190,800
	5	192,500
	6	194,200
	7	195,800
	8	197,400
	9	199,000

10	200, 500
11	202, 000
12	203, 500
13	205, 000
14	206, 500
15	208, 000
16	209, 500
17	211, 000
18	212, 400
19	213, 800
20	215, 200
21	216, 600
22	217, 700
23	218, 800
24	219, 900
25	220, 900
26	221, 800
27	222, 700
28	223, 600
29	224, 500
30	225, 300
31	226, 100
32	226, 900
33	227, 700
34	228, 400
35	229, 100
36	229, 800
37	230, 500
38	231, 100

39	231,700
40	232,300
41	233,000
42	233,500
43	234,000
44	234,500
45	235,000
46	235,400
47	235,800

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第17条第4項の規定の適用については、同項中「100分の8」とあるのは、「100分の7」とする。